



レディーミクストコンクリートの使用願審査時の実施審査について（通知）

技術基準の種類：技術管理
通知日：平成11年3月16日

管 号 外
平成11年3月16日

各土木事務所長 } 様
鳥取港湾事務所長

土 木 部 長

レディーミクストコンクリートの使用願審査時の実施審査について（通知）

このことについては、年度当初にJIS規格のレディーミクストコンクリートについて、生コン工場から提出される使用願及び添付資料を審査し、その内容が適切であると認めた場合、使用を承諾しているところであり、平成7年度から、使用願の審査時に実地審査を行っているところです。

については、平成11年度も、よりよい品質を確保するという観点から、使用願審査時に「実地審査」を行うこととしますので、適切に審査を行ってください。

なお、別紙の平成10年度鳥取県生コンクリート品質管理監査会議の品質管理監査合格工場については、使用願に合格証の写しを添付し提出することにより、平成11年度の書類審査と実地審査を省略するものとします。ただし、毎月の各種試験結果は提出するものとします。

記

- 1 実地審査等の手順 「レディーミクストコンクリート実地審査等の手順」による。
- 2 審査の内容 「一括承諾時の実地審査について」による。
- 3 審査の記録 「レディーミクストコンクリート実地審査記録簿」による。
- 4 実地審査計画表の提出 「レディーミクストコンクリート実地審査計画表」を実地審査の計画が決定し次第、管理課企画室へ提出する。
- 5 担 当 管理課企画室 山下、酒本（電 話：0857 - 26 - 7410）
- 6 そ の 他 他県の生コンクリート品質管理監査会議の品質管理監査合格工場についても同様に取扱うものとします。

- 3 適用日 平成11年4月1日以降起工決裁する工事から適用する。

- 4 その他
 - (1) 積算時においては、当該設計が対象工事か否かを設計成果報告書から確認すること。
 - (2) 当該対象工事については、当面、現場説明事項等で構造設計内容（単純化構造であり、積算で考慮している旨）を説明すること。

（参考）
現場説明事項等の記載例

本工事の「橋台、橋脚」の設計には、平成8年12月改訂の道路橋示方書（下部構造編）を適用しており、「橋台、橋脚」の構造物形状を単純化している。旧道路橋示方書を適用した場合に比べて、型枠工等の作業効率の向上を見込んでいる。